

第3回総務教育民生常任委員会

令和5年6月20日（火）午前9時30分

下呂市役所下呂庁舎 3-1会議室

1. 委員長挨拶
2. 市長挨拶
3. 議長挨拶
4. 付託案件

- (1) 議第63号 下呂市印鑑条例及び下呂市手数料条例の一部を改正する条例について
- (2) 議第65号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について

出席委員（7名）

委員長	尾里集務	副委員長	飯塚英夫
委員	鷺見昌己	委員	森哲士
委員	田中副武	委員	中島新吾
委員	中島達也		

欠席委員（なし）

委員外議員

議員	田口琢弥	議員	田中喜登
議員	中島ゆき子	議員	吾郷孝枝

説明のため出席した者の職・氏名

市長	山内登	副市長	田口広宣
教育長	中村好一	まちづくり推進部長	田谷諭志
総務部長	今瀬成行	秘書広報課長	小林哲
市民保健部長	森本千恵	市民サービス課長	田中隆彦
小坂診療所管理課長	細江実	福祉部長	野村穰
こども家庭課長	二村卓良	高齢福祉課長	竹田太
消防長	齋藤進	予防課長	細江康一

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	今井満	議会総務課長	細江隆義
--------	-----	--------	------

○委員長（尾里集務君）

おはようございます。皆さん、お疲れさまでございます。

ただいまから総務教育民生常任委員会を開催いたします。

出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、委員会は成立しております。

なお、本日2番、5番、7番、12番議員の傍聴の申出がございましたので、これを許可いたします。また、報道機関からの取材の申出がございましたので、これも許可いたします。

それでは、市長挨拶、お願いいたします。

○市長（山内 登君）

おはようございます。

今日は、協議報告事項のほうで2件ちょっとぜひとも御報告させていただきたいような案件もございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございます。

議長挨拶、お願いいたします。

○議長（田中副武君）

おはようございます。

昨日まで一般質問ということで、執行部の皆さんにも大変お世話になりました。ありがとうございました。

また、今日から委員会での審査ということになります。またお世話になりますが、よろしくお願ひします。以上です。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございます。

それでは、ただいまから付託案件の審査に入りますが、委員の皆さんの質問は簡潔明瞭にまとめていただき、再質問は2回をめぐといたします。ただし、委員長が認めたときはこの限りではありません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

また、答弁についても簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、当委員会の採決は、全ての付託案件審査終了後、議案ごとに行います。

議事録作成のため、必ずマイクのスイッチを入れ、赤いランプが点灯したのを確認後、役職と氏名を名のってからお願いいたします。

本日は、令和5年第4回下呂市議会定例会において、当委員会に審査を付託されました議第63号と議第65号の2議案について審査をいたします。

委員及び執行部の皆さんは、円滑な進行となりますよう御協力をお願いいたします。

それでは、議第63号 下呂市印鑑条例及び下呂市手数料条例の一部を改正する条例について説

明をお願いいたします。

○市民サービス課長（田中隆彦君）

おはようございます。

それでは、議案書の31ページをお願いいたします。

議第63号 下呂市印鑑条例及び下呂市手数料条例の一部を改正する条例について。

提案理由は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

34ページ、条例要綱をお願いいたします。

改正理由は、提案理由で申し上げたとおりです。

概要でございます。

(1) コンビニエンスストア等に設置した多機能端末機を利用した印鑑登録証明書の交付について、法改正により移動端末設備（以下、「スマートフォン」という）に利用者証明用電子証明書を記録することができることとなり、スマートフォンを利用した多機能端末機での申請が可能となることを受け、今後、多様化する多機能端末機での申請方法に対応するため、規則に委任する規定に改めます。第1条による改正中第10条の2関係です。

(2) 下呂市手数料条例において、個人番号カードを利用した証明書の交付について手数料の減免対象としているものを、多機能端末機を利用した証明書の交付を減免対象とするよう改めます。第2条による改正中第2条関係です。

(3) この条例は、公布の日から施行します。附則関係です。

以上でございます。御審査よろしくをお願いいたします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第63号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（中島達也君）

おはようございます。

審査するというか、これは上位法の改正ですので、そのことについては全然問題ないんですが、やはり横文字とか片仮名に弱いのでちょっとお聞きしたいんですけど、例えば今スマートフォンも申請可能になったということなんですが、こういったものに画面上に出てくるわけですね、印鑑証明が。これはやっぱり例えば申請なんかで紙という媒体を添付する場合もあるわけで、それは自分でプリントアウトするということですか。

それとあと、手数料の決済、大体大まかには分かるんですが、その辺の説明をしてください。お願いします。

○市民サービス課長（田中隆彦君）

印鑑登録証明書に関してなんですが、マイナンバーカードの機能そのものをスマートフォンに

搭載できるということになりました。これまでマイナンバーカードをお持ちになってコンビニエンスストアへ行って、多機能端末、いわゆるキオスク端末というものなんですが、そちらのほうにカードを挿入して、暗証番号を入力して証明書の発行を受けているんですが、今後はスマートフォンにマイナンバーカードの機能が全て入ってしまうもんですから、マイナンバーカードを持たず、スマートフォン一つだけでキオスク端末での発行が可能になるというものです。

手数料につきましては、現在1通、住民票ですと250円、50円引きの手数料でお支払いいただいております。ただし、コンビニエンスストアのほうの手数料としましては1件117円かかっておりますので、その差額の133円が下呂市のほうの歳入に入ってきている状況です。以上でございます。

○委員（中島達也君）

ありがとうございました。よく分かりました。

○委員（中島新吾君）

昨日も一般質問をやりましたけど、今の課長の説明で言われたように、マイナンバーカードなんですよね、基本的には。総務省は、最初マイナンバーカードで、これは電子証明書とは信頼できる第三者が間違いなく本人であることを電子的に証明するものと、これは総務省の規定ですよ。これがスマートフォンでもできるようにしたということなんですけど、この間もう日本中で起きているこのトラブル、名前が違っていたとか。スマートフォンで便利になってよくなるというのかな、使いやすくなるというのは分かりますよ。社会はそういうふうに進んでいることも理解していますし、私もこの恩恵も受けているんだけど、これだけトラブルが起きているときにこのままでいいのかと。

デジタル大臣の地元である平塚市ですら、ちょっとマイナンバーカードの活用をストップかけようということやっていますよね。そのぐらい慎重にかかるべきだと思うんですが、昨日の答弁でもヒューマンエラーがないようにすると、そういう努力をするという答えでしたけれども、そのレベルではないと思いますので、とにかく国民の中で不安、不満がいっぱいでしょう。8割ぐらいの人がそういう世論調査の結果が出ているわけですので、我々と行政の信頼関係があつてこそ成り立つ便利さです。そういう点で、ここはやっぱり条例が変わるとしても、一歩立ち止まって見直すというようなことを考えておられるのかどうか、課長ではちょっと答えは無理でしょうから、担当のほうでお答え願います。

○市民保健部長（森本千恵君）

今回の条例改正につきましては、スマホによる電子証明書搭載サービスを国が始めるということに伴う条例改正を行うものでございます。当然これを利用するかどうかということは、市民の皆様方御自身が使われるかどうかは判断されることとなると思います。現在、国のほうでいろいろな人的ミスが、入力ミス等が起きているということは承知をしております。皆様方に安心してマイナンバーカードを使っただけのように、当然下呂市としましては、市民サービス課が交付をしておりますので、間違いのないように交付するように心がけたいというふうに思ってお

りますし、また万一そのようなミスがあった場合には、すぐに周知させていただき、このようなことが起こらないようにということは当然していきべきだというふうに認識しております。以上でございます。

○委員（中島新吾君）

今日の新聞にも載っていましたが、その処理で行政の末端は大変だぞというのが載っていましたよね。現実そうだと思います。そういう点で、昨日も言いましたが、デジタル技術というのは、確かに利便性を求めるという点では、これは人類の蓄積した文化ですから、技術ですからいいんですよ。じゃあ絶対にそこには危険性があるということを前提に対応するということを目指したいんですけども、じゃあどうしたらいいのかという答えが返ってこないし、今の時点では。皆さんも困ってみえると思いますので、この危険性がある限り今回の条例改正には賛成しかねるということだけ言って質疑にします。

○委員長（尾里集務君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしとみなします。

続きまして、議第65号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について御説明をお願いいたします。

○予防課長（細江康一君）

それでは、議案書の39ページを御覧ください。

議第65号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について。

下呂市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和5年6月2日提出。

提案理由でございます。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、条例要綱で御説明させていただきますので、45ページを御覧ください。

下呂市火災予防条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由については、提案理由と同じですので省略をさせていただきます。

2. 概要でございます。

(1) 急速充電設備の定義を変更し、全出力の上限を撤廃します。第11条の2関係でございます。

(2) 「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法に規定する「喫煙専用室標識」と兼ねることができることとします。第23条関係でございます。

(3) この条例は、公布の日から施行します。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(4) 第11条の2第1項の改正規定の際、現に設置され、または設置の工事がされているこの条例による改正後の下呂市火災予防条例（以下「新条例」といいます。）第11条の2第1項に規定

する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によるものとします。附則第2項関係でございます。

(5)新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識または健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとします。附則第3項関係でございます。

(6)この条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている新条例第23条第2項または第3項第2号に規定する標識を併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定に関わらず、なお従前の例によるものとします。附則第4項関係でございます。

以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（尾里集務君）

ありがとうございました。

それでは、議第65号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（中島達也君）

先ほどと一緒に、上位法の省令の改正ですので、そこに反対することではないんですが、ちょっと教えていただきたいということで、急速充電設備ですよね、これから民間のほうにも指導に入られることだろうと思いますけど、大体公共を含めてどのぐらい設備があるのか、市内に、確認されているのか。また喫煙所なんかも、旅館、ホテル、それから事業所にも設けてみえるところがありますので、どの程度そういったことで指導対象になるのがあるのか。公共の喫煙所はあるのか、その辺を説明してください。

○予防課長（細江康一君）

御質問に御返答させていただきます。

1つ目の質問の急速充電設備が下呂市にどれだけあるかというところなんですけど、現在下呂市には22施設の急速充電設備が設けられております。

あと2つ目の御質問なんですけど、喫煙所のほうの表示をされている、条例として義務になっているところなんですけど、条例としましては、劇場、あと重要文化財、あと百貨店等が主に喫煙所の表示を設けなければならないというふうに設けられているところでございます。何か所かと言われますと、今即答はできないので申し訳ないなんですけど、一応の目安としては、そのような施設が喫煙所を設けなければならない施設となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○総務部長（今瀬成行君）

おはようございます。

私のほうから、今御質問のありました公共の喫煙所についてお答えをさせていただきます。

現在把握しておる中で公共の喫煙所を設置してあるところはございません。以上でございます。

○委員長（尾里集務君）

14番議員、よろしかったですか。

○委員（中島達也君）

大体そういうことだろうというふうに思っておりましたが、健康増進法に準ずるという形もうたってありますので、私が愛煙家だとかいう問題じゃなくて、これからやっぱり多文化共生の中でしっかり検討していただきたいと思います。

それと、やはりまだまだ自家用車で下呂へ見える方が多いので、やっぱり充電設備の関係も、今度幸田のリハビリ跡地にも提案されておりますが、しっかりしたそういうものを、要は受皿としてしっかり対応していただきたいなと思います。以上です。

○委員長（尾里集務君）

ほかにございませんか。

[挙手する者なし]

以上で議第65号についての質疑を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議第63号と議第65号について討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許可いたします。

○委員（中島新吾君）

議第63号について反対します。

○委員長（尾里集務君）

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

ほかに討論ございませんか。

[挙手する者なし]

以上で議第63号と議第65号について討論を打ち切ります。

当委員会に審査を付託されました議案について審査が終了いたしましたので、ただいまから採決を行います。

議第63号 下呂市印鑑条例及び下呂市手数料条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、議第63号については、賛成多数で可決すべきものに決しました。

続きまして、議第65号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第65号については、全会一致で可決すべきものに決しました。

以上で当委員会に審査を付託されました議案の審査を終了いたします。

午前9時50分 終了